

## 茨城県霞ヶ浦環境学センターにおける公的研究費の不正防止対策に関する基本方針

平成28年2月19日

茨城県霞ヶ浦環境科学センター

茨城県霞ヶ浦環境科学センター（以下「センター」という。）は、霞ヶ浦の水環境その他の環境の保全及び創造に関する県民の取組を促進するとともに、環境の保全及び創造に関する研究成果の普及を図り、もって人と自然が共生し、環境への負荷の少ない地域社会の実現に資するため設置された茨城県の研究機関であり、その研究活動は県からの運営費及び国等の競争的研究資金等の公的な資金（以下「公的研究費」と総称する）により実施しています。

センターでは研究活動等を通じ、その成果を社会に還元するとともに、公的研究費の使用については適正に管理することが求められています。

そのため、センターは、次のとおり公的研究費の不正防止に関する基本方針を定め、公的研究費の適正な運営・管理に努めます。

### 1 公的研究費の適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

公的研究費の執行に係る事務処理手続きについて、そのルールや職務権限を明確化し、職員等の不正防止に関する意識向上を図り、不正を未然に防止するための十分な機能を備えた環境・体制の構築を図ります。

### 2 不正使用を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

公的研究費の不正を発生させる要因を把握し、その発生可能性や発生した場合の影響を分析・評価した上で、不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定し、実効性のある不正防止対策を実施します。

### 3 公的研究費の適正な運営・管理

不正防止計画に基づき、適正な予算執行を行うことができるよう、実効性のある仕組みを構築し、公的研究費の適正な運営・管理を行います。

### 4 情報発信・共有化の推進

公的研究費の使用ルールや、公的研究費の不正防止に向けた取組等について、内外に積極的に情報発信するとともに、職員等や取引業者との間で情報を共有します。また、それらが理解され、適切に実施されるための体制を整備します。

### 5 実効性のあるモニタリングの実施

公的研究費の不正が発生しない環境づくりを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備し、モニタリングを着実に実施することにより、不正の防止に向けた取組の見直しに活かします。